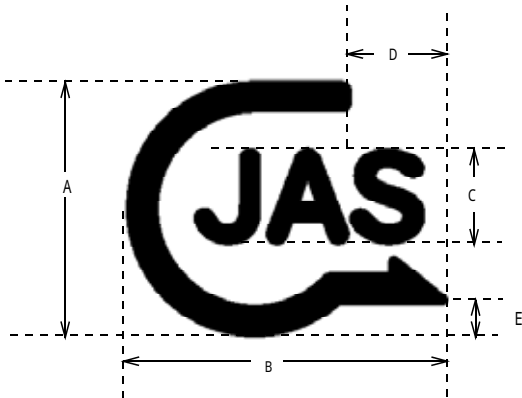
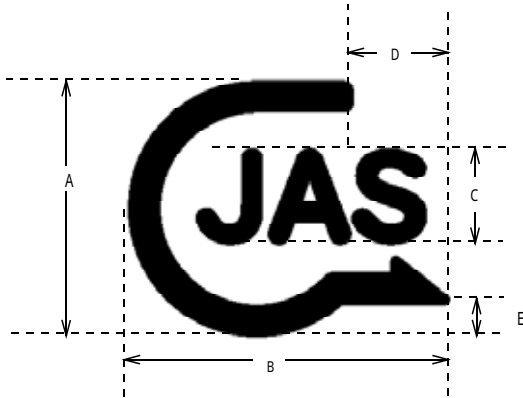


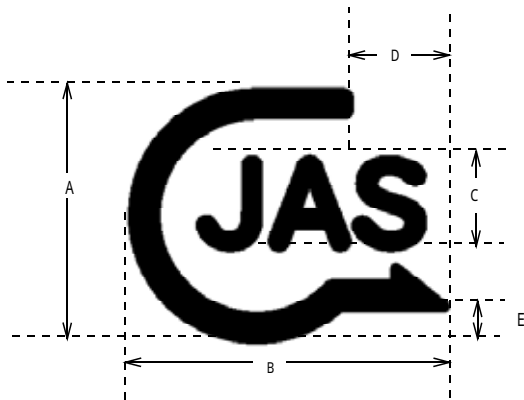
飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件新旧対照条文

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号）

改正案	現 行
<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、<u>別表5及び別表6</u>に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。</p> <p>(表示の様式)</p> <p>第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5、<u>別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式6</u>のとおりとする。</p> <p>別表1～5 (略)</p> <p><u>別表6(第1条、第2条関係)</u> 定温管理流通加工食品</p> <p>別記様式1～4 (略)</p> <p>別記様式5(第2条関係)</p>  <p style="text-align: center;">認定機関名</p> <p>(1) Aは、<u>5mm</u>以上とする。 (2)～(3) (略)</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4 <u>及び別表5</u>に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。</p> <p>(表示の様式)</p> <p>第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5のとおりとする。</p> <p>別表1～5 (略)</p> <p>別記様式1～4 (略)</p> <p>別記様式5(第2条関係)</p>  <p style="text-align: center;">認定機関名</p> <p>(1) Aは、<u>1.5mm</u>以上とする。 (2)～(3) (略)</p>

別記様式6（第2条関係）

定温管理流通



認定機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの5 / 4とし、C及びDは、Aの3 / 8とし、Eは、Aの1 / 8とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。